

## 南区地域の力応援補助金交付要綱

制 定 令和4年2月1日 南地振第1231号 (区長決裁)

最近改正 令和5年1月4日 南地振第1194号 (区長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、地域活動を担う人材の発掘・育成のため、南区内において地域課題解決や魅力づくりに向けた取組を行う団体を支援する、南区地域の力応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 団体 原則として南区内で活動する2人以上の構成員を有するボランティアグループ、任意団体、市民活動団体、NPO、その他の法人等をいう。

### (補助の種類)

第3条 この要綱における補助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 寺子屋修了生応援コース
- (2) 地域のつながり応援コース

### (補助の対象団体)

第4条 この要綱における補助の対象団体は、次のとおりとする。

寺子屋修了生応援コース	地域のつながり応援コース
次のいずれにも適合する団体であること。  (1) 団体構成員に、別表1の修了生（修了予定者含む）を2人以上有しており、該当者の修了認定日が申請日から3年以内であること  (2) 新たに地域の課題解決に取り組む意思のある団体で、その団体の設立が申請日から3年以内であること	次のいずれかに適合する団体であること。  (1) 新たに地域の課題解決に取り組む意思のある団体で、南区内の自治会町内会と連携・協働して取り組もうとしていること  (2) 既に南区内で地域の課題解決に取り組んでいる団体で、他団体と連携・協働し、現行とは異なる取組を行おうとしていること
次の要件をすべて満たしていること。  (1) 民主的な意思決定の場があること  (2) 年度を越えて継続的な取組を行っている、又は行おうとしていること	

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

#### **（補助対象事業）**

第5条 補助の対象となる事業は、地域の課題解決を意図とした事業で、新たな地域課題解決に取り組むもの、又は従来から行われている地域課題の解決の取組を拡大するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とした事業
- (3) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業
- (4) 同一年度に、同一企画内容で、他の補助金を受けている、若しくは受ける見込みのある事業
- (5) 南区外で南区民以外を対象に行う事業

3 補助の対象となる事業の期間は、連続した3年間を限度とする。

4 同一の団体からの申請に対する交付決定は、原則として一年度1事業とする。なお、構成員の半数以上が共通する団体については、同一の団体とみなす。

#### **（補助対象経費）**

第6条 補助の対象となる経費は、地域の課題解決の取組に必要な経費とし、別表2のとおりとする。ただし、親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など直接団体の運営・活動にかかる経費でないものは対象外とする。

#### **（補助金額・期間）**

第7条 補助金額は、補助の種類ごとに次項に定める金額を上限として、毎年度、横浜市一般会計予算の範囲内で南区長（以下「区長」という。）が決定する。

- (1) 寺子屋修了生応援コースは、前条に規定する補助対象経費と認められる額の10分の9を限度とする。
- (2) 地域のつながり応援コースは、前条に規定する補助対象経費と認められる額の10分の7を限度とする。

2 第5条第3項の補助対象期間における補助金額の上限は、1年度目150,000円、2年度目100,000円、3年度目50,000円とする。

#### **（交付申請）**

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、毎年度、補助金交付申請書の提出期日までに手続を行わなければならない。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出期日及び申請期間は、区長が別に定める。
- 3 区長は、補助金の交付を受けようとする者に対して、申請内容が補助金の趣旨に合致しているか申請期間前に確認し、助言に努めなければならない。
- 4 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が区長に提出する書類は、南区地域の力応援補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を用いなければならない。
- 5 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) 団体概要書（第4号様式）
  - (4) 規約、定款その他これらに類する書類
  - (5) その他区長が必要と認める書類
- 6 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

#### **（交付決定通知）**

- 第9条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知を南区地域の力応援補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。また、補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、南区地域の力応援補助金不交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。
- 2 前項の内容の確認は、南区地域の力応援補助金判定会（以下「判定会」という。）が行い、区長は、判定会の意見を参考に適否を決定する。
  - 3 判定会の組織、運営及び内容確認に関する事項は、別に定める。

#### **（県警本部への照会）**

- 第10条 区長は、必要に応じ申請者又は補助金の交付決定通知を受けた者が、第4条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

#### **（申請の取下げの期日）**

- 第11条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

#### **（交付決定の取消及び補助金の返還）**

- 第12条 区長は、補助金の交付決定通知を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき
- (2) 補助事業の実施を中止したとき
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき
- (4) その他区長が必要と認めたとき

2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取り消しに係る部分について、区長は期間を定めてその返還を補助事業者に命ずるものとする。

#### **(事業計画の変更)**

第13条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者等は、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、南区地域の力応援補助金事業計画変更申請書（第7号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

2 区長は、前項の申請について、南区地域の力応援補助金事業計画変更申請承認通知書（第8号様式）又は南区地域の力応援補助金事業計画変更申請不承認通知書（第9号様式）を補助事業者に通知するものとする。

#### **(実績報告)**

第14条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、南区地域の力応援補助金実績報告書（第10号様式）を用いなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（第11号様式）
- (2) 収支決算書（第12号様式）
- (3) 収支明細書又はこれに類する書類
- (4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し（1件の金額が100,000円以上又は同一物品100,000円以上のもの）

3 第1項に定める実績報告書は、事業終了後速やかに提出しなければならない。

4 補助金規則第14条第4項の規定により実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

#### **(補助金額の確定通知)**

第15条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、南区地域の力応援補助金確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

#### **(補助金交付の時期の例外)**

第16条 補助金規則第17条ただし書きの規定により区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合とは、補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合とする。

2 補助事業者等は、前項において補助事業の完了前に補助金の交付を受けた場合にあつて、事業終了後に補助金に剰余金が生じた場合には、速やかに区長に返還しなければならない。

**(補助金交付の請求)**

第17条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、南区地域の力応援補助金交付請求書（第14号様式）により行わなければならない。

**(財産の処分の制限)**

第18条 補助金規則第25条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

**(関係書類の保存期間)**

第19条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

**(書類の閲覧)**

第20条 補助事業者等及び区長は、第1号様式及びその添付書類、第5号様式、第6号様式並びに第10号様式及びその添付書類を、横浜市民協働条例（平成24年6月条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 第1項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助事業者等	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所、その他補助事業者等が指定する場所	南区地域振興課
閲覧時間	補助事業者等が指定する時間	南区役所の事務取扱時間
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から2年間とする。ただし、第10号様式及びその添付書については、当該書類を提出した日から2年間とする。	

**(その他)**

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

【別表 1】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・南区が主催又は共催する「寺子屋みなみ」講座</li> <li>・みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、南区社会福祉協議会、南区内地域ケアプラザ、南区内地域センターが主催又は共催する講座のうち、区が指定したもの</li> <li>・その他区長が認めた講座</li> </ul>
--

【別表 2】（第 6 条：補助対象経費）

補助対象経費費目	補助対象経費	補助対象と認められない経費
①消耗品費	活動に伴う事務用品などの消耗品 (税込 1 万円未満)	
②通信 ・印刷費	活動に伴うハガキ・切手代 活動広報用のチラシ・ポスター、報告書等の印刷代	通信料、通話料
③謝金	団体外部の講師などに対する謝金（交通費込み） 社会通念上適正な額とする。	団体構成員への謝金
④使用料	会場、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料	
⑤保険料	活動従事者・イベント参加者に対する損害保険料	
⑥備品費	事業の実施に必要な備品（税込 1 万円以上）購入費及び備品修繕費 ただし補助金額の 2 分の 1 以内とする。	
⑦委託料	団体では実施困難な業務（会場設営・機材運搬、調査・研究など）の委託費	事業及び活動自体の委託
⑧交通費	活動従事者の出張にかかる公共交通利用運賃 ただし補助金額の 10 分の 1 以内とする。	定例活動にかかる交通費 自家用車のガソリン代やイベント参加者の交通費
⑨飲料費	会議やイベントに参加する活動従事者へのお茶代 ただし補助金額の 10 分の 1 以内とする。	親睦的な飲料費は対象外とする。
⑩その他	その他、区長が特に認めた経費	